

私立大学病院等における看護職員募集・内定状況（暫定値）

中医協 総 - 3
 18. 12. 20

調査内容：私立大学病院、公立大学病院、都道府県立病院、全国厚生農業協同組合連合会が設置する病院の看護職員※の募集状況等について調査した。

対象数：合計 452 施設

設置主体	平成 18 年 4 月 1 日時点の看護職員総数(人)		募集数と採用・内定数(人)		増減
			平成 18 年度	平成 19 年度	
	112,074	募集数	12,645 (424 施設)	14,592 (417 施設)	1,947
		採用数※ (内定数)	11,132 (394 施設)	11,135 (380 施設)	3
私立大学病院 ^{注1} H19.4 募集施設数：73 うち内定を出していない施設数：0 (11月30日現在)	39,389	募集数	6,458	7,516	1,058
		採用数 (内定数)	5,783	5,720	▲63
公立大学病院 ^{注2} H19.4 募集施設数：10 うち内定を出していない施設数：0 (11月30日現在)	5,864	募集数	719	880	161
		採用数 (内定数)	580	660	80
都道府県立病院 ^{注3} H19.4 募集施設数：213 うち内定を出していない施設数：23 (11月1日～12月15日現在)	43,069	募集数	3,009	3,546	537
		採用数 (内定数)	2,763	2,963	200
全国厚生農業協同組合連合会 H19.4 募集施設数：121 うち内定を出していない施設数：14 (12月11日現在)	23,752	募集数	2,459	2,650	191
		採用数 (内定数)	2,006	1,792	▲214

※看護職員数は、常勤（正規の他、嘱託等を含む。）の看護職員の実人員（1 県は募集・採用数について常勤のみを計上）。

※平成 19 年度採用数の欄の数字は、内定数である。

注 1：調査期間に回答の得られた 73 施設（特定機能病院以外の病院を含む）。

注 2：道府県立大学病院及び市立大学病院。

注 3：都道府県立病院には公立大学病院は含まない。（平成 18 年度においては 1 県において県立大学病院の募集数を含んでいる。）

募集数について若干名と記載した 1 県を除く 46 都道府県の回答を計上している。

募集数、採用数等について概数を含む。

第2 国立高度専門医療センター等における看護職員募集・内定状況（暫定値）

調査方法：国立高度専門医療センター、国立病院機構、国立大学法人、日本赤十字社、恩賜財団
済生会、全国社会保険協会連合会に対し看護職員^{注1}の募集状況等に関する調査協力を依
頼した。

対象数：合計 424 施設

設置主体	平成18年4月 1日時点の看護 職員総数(人)		募集数と採用・内定数(人)		増減
			平成18年度	平成19年度	
	106,707	募集数	12,597 (420施設)	18,740 (423施設)	6,143
		採用数 ^{注2}	11,538 (420施設)	13,238 (387施設)	1,700
国立高度専門医療センター H19.4 募集施設数：8 うち内定を出していない施設数：0 (11月1日現在)	3,213	募集数	458	582	124
		採用数 (内定数)	411	411	0
国立病院機構 H19.4 募集施設数：146 うち内定を出していない施設数：0 (11月1日現在)	30,473	募集数	3,800	4,500	700
		採用数 (内定数)	3,451	3,868	417
国立大学法人 ^{注3} H19.4 募集施設数：45 うち内定を出していない施設数：0 (11月10日現在)	21,111	募集数	2,455	5,420	2,965
		採用数 (内定数)	2,297	4,509	2,212
日本赤十字社 H19.4 募集施設数：92 うち内定を出していない施設数：28 (10月31日現在)	27,771	募集数	2,642	4,109	1,467
		採用数 (内定数)	2,791	2,126	▲665
恩賜財団済生会 H19.4 募集施設数：81 うち内定を出していない施設数：0 (11月10日現在)	14,919	募集数	2,049	2,655	606
		採用数 (内定数)	1,641	1,583	▲58
全国社会保険協会連合会 H19.4 募集施設数：51 うち内定を出していない施設数：8 (11月8日現在)	9,220	募集数	1,193	1,474	281
		採用数 (内定数)	947	741	▲206

注1 看護職員数は、常勤（正規の他、嘱託等を含む。）の看護職員の実人員を調べたもの。

注2 平成19年度採用数の欄の数字は、内定数である。

注3 国立大学法人の看護職員総数については、常勤の他、非常勤も含む。

11月29日中医協総会における主な指摘（看護関係）

- 急性期入院医療の実態に即した看護配置を適切に評価するという7対1入院基本料の創設の方向性については、各委員での合意は得られたのではないか。また、医療安全対策の観点からも、手厚い看護体制に対する適正な評価は重要ではないか。
- 現在は、7対1入院基本料の創設からの過渡期にあり、医療機関等の中で混乱が見られるため、その状態を放置すべきでないのではないか。
- 7対1入院基本料と10対1入院基本料との間に点数の格差があるため、各医療機関が7対1の確保に動いてしまうのではないか。
- 現在の病院単位での届出制ではなく、病棟単位での届出制とすべきではないか。
- 看護の必要度に応じて7対1入院基本料の届出を認めるべきではないか。
- 地域的な7対1入院基本料届出状況の偏りを分析すべきではないか。
- 急性期医療の充実を図るという7対1入院基本料の創設の趣旨が実現されているかという観点から、実態の証明を行うべきではないか。
- 看護師確保対策の充実が必要ではないか。

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(平成18年3月6日保医発第0306002号) (抄)

第2 特定集中治療室管理料

- 1 特定集中治療室管理料に関する施設基準
 - (1) 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。
 - (2) 特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の特定集中治療室を有しており、当該特定集中治療室の広さは1床当たり15平方メートル以上であること。ただし、新生児用の特定集中治療室にあつては、1床当たり9平方メートル以上であること。
 - (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を特定集中治療室内に常時備えていること。
 - ア 救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等）
 - イ 除細動器
 - ウ ペースメーカー
 - エ 心電計
 - オ ポータブルエックス線撮影装置
 - カ 呼吸循環監視装置
 - (4) 新生児用の特定集中治療室にあつては、(3)に掲げる装置及び器具のほか、次に掲げる装置及び器具を特定集中治療室内に常時備えていること。
 - ア 経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置
 - イ 酸素濃度測定装置
 - ウ 光線治療器
 - (5) 自家発電装置を有している病院であつて、当該病院において電解質定量検査、血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。
 - (6) 原則として、当該治療室内はバイオクリーンルームであること。
 - (7) 当該治療室勤務の医師及び看護師は、治療室以外での当直勤務を併せて行わないものとする。
 - (8) 当該治療室に入院している患者の状態を別紙9の重症度に係る評価票を用いて測定し、その結果、基準を満たす患者が9割以上いること。
- 2 届出に関する事項

救命救急入院料の例による。

患者の重症度に係る届出については、別添6の様式29の2を用いること。

第3 ハイケアユニット入院医療管理料

1 ハイケアユニット入院医療管理料に関する施設基準

- (1) 専任の常勤医師が常時1名以上いること。
- (2) ハイケアユニット入院医療管理を行うにふさわしい専用の治療室を有していること。
- (3) 当該管理を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該治療室内に常時備えていること。

ただし、当該治療室が特定集中治療室と隣接しており、これらの装置及び器具を特定集中治療室と共有しても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。

ア 救急蘇生装置（気管内挿管セット、人工呼吸装置等）

イ 除細動器

ウ 心電計

エ 呼吸循環監視装置

- (4) 当該治療室勤務の看護師は、治療室以外での夜勤を併せて行わないものとする。
- (5) 当該治療室に入院している患者の状態を別紙10の重症度・看護必要度に係る評価票を用いて測定し、その結果、基準を満たす患者が8割以上いること。

2 届出に関する事項

ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添6の様式30を用いること。

また、当該治療室に勤務する従事者については、別添6の様式11を用いること。

重症度に係る評価票

(配点)

A モニタリング及び処置等	0点	1点
1 心電図モニター	なし	あり
2 輸液ポンプの使用	なし	あり
3 動脈圧測定 (動脈ライン)	なし	あり
4 シリンジポンプの使用	なし	あり
5 中心静脈圧測定 (中心静脈ライン)	なし	あり
6 人工呼吸器の装着	なし	あり
7 輸血や血液製剤の使用	なし	あり
8 肺動脈圧測定 (スワンガンツカテーテル)	なし	あり
9 特殊な治療法等 (CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定)	なし	あり
		A得点

B 患者の状況等	2点	1点	0点
10 寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない
11 起き上がり	/	できる	できない
12 座位保持	できる	支えがあればできる	できない
13 移乗	できる	見守り・一部介助が必要	できない
14 口腔清潔	/	できる	できない
			B得点

注) 重症度に係る評価票の記入にあたっては、「重症度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。

Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。

Bについては、評価日の状況に基づき判断した点数を合計して記載する。

<重症度に係る基準>

モニタリング及び処置等に係る得点 (A得点) が3点以上、または患者の状況等に係る得点 (B得点) が5点以下。

重症度・看護必要度に係る評価票

(配点)

A モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1 創傷処置	なし	あり	
2 蘇生術の施行	なし	あり	
3 血圧測定	0回	1～10回	11回以上
4 時間尿測定	なし	あり	
5 呼吸ケア	なし	あり	
6 点滴ライン同時3本以上	なし	あり	
7 心電図モニター	なし	あり	
8 輸液ポンプの使用	なし	あり	
9 動脈圧測定(動脈ライン)	なし	あり	
10 シリンジポンプの使用	なし	あり	
11 中心静脈圧測定(中心静脈ライン)	なし	あり	
12 人工呼吸器の装着	なし	あり	
13 輸血や血液製剤の使用	なし	あり	
14 肺動脈圧測定(スワンガンツカテーテル)	なし	あり	
15 特殊な治療法等(CHDF, IABP, PCPS, 補助人工心臓, ICP測定等)	なし	あり	
			A得点

B 患者の状況等	0点	1点	2点
16 床上安静の指示	なし	あり	
17 どちらかの手を胸元まで持ち上げられる	できる	できない	
18 寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない
19 起き上がり	できる	できない	
20 座位保持	できる	支えがあればできる	できない
21 移乗	できる	見守り・一部介助が必要	できない
22 移乗方法(主要なもの1つ)	自力歩行・つかまり歩き	補助を要する移動(搬送を含む)	移動なし
23 口腔清潔	できる	できない	
24 食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
25 衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助
26 他者への意思の伝達	できる	できる時とできない時がある	できない
27 診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ	
28 危険行動への対応	ない	ある	
			B得点

注) 重症度・看護必要度に係る評価票の記入にあたっては、「重症度・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」に基づき行うこと。

Aについては、評価日において実施されたモニタリング及び処置等の合計点数を記載する。

Bについては、評価日の状況に基づき判断した点数を合計して記載する。

<重症度・看護必要度に係る基準>

モニタリング及び処置等に係る得点(A得点)が3点以上、または患者の状況等に係る得点(B得点)が7点以上。

療養病床における医療区分の分布状況

	医療区分1	医療区分2	医療区分3
平成18年7月診療 分レセプト	47.0%	38.9%	14.1%
平成18年8月診療 分レセプト	44.9%	39.4%	15.8%
平成18年9月診療 分レセプト	42.9%	40.6%	16.5%

(参考)

※1 調査客体数：病院数約170病院、患者数約8千人を全国8ブロックの中から抽出

※2 国民健康保険支払い分のみで特別入院基本料算定患者を除く